

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和元年度予算額 1,000億円（平成30年度予算額 1,000億円）

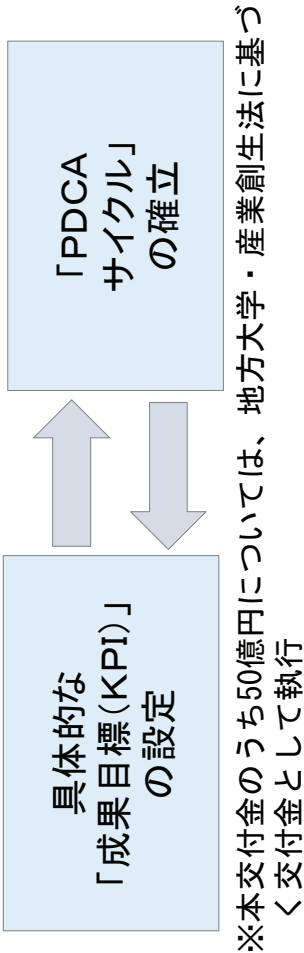
事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

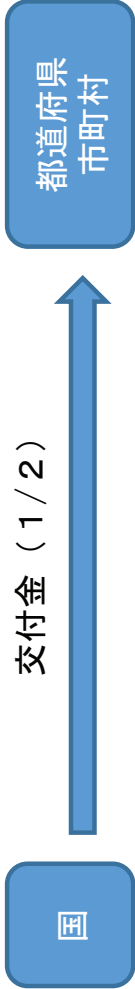
①地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例）しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのUIJタンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例）地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組み起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

令和元年度からの主な運用改善

①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中核中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中核中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

②企業版ふるさと納税の併用

- ・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。